



2020年8月12日

各 位

会 社 名 オンキヨー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大 舩 宗 徳  
(JASDAQ・コード6628)  
問 合 せ 先  
役職・氏名 取 締 役 林 亨  
電 話 番 号 06-6747-9170

**包括的株式発行プログラム(“STEP”)設定契約に基づく第三者割当による新株式発行(第1回割当)の発行条件の確定及び当該新株式発行(第1回割当)により調達する資金の額の変更に関するお知らせ**

当社は、2020年7月31日付「包括的株式発行プログラム(“STEP”)設定契約締結及び第三者割当による新株式発行、並びに主要株主である筆頭株主の異動(予定)に関するお知らせ」(以下「当初プレスリリース」といいます。)にて公表いたしましたとおり、2020年7月31日付取締役会において、EVO FUND(以下「割当予定先」といいます。)との間での株式発行プログラムの設定に係る契約(以下「株式発行プログラム設定契約」といいます。)の締結、及び株式発行プログラム設定契約により設定された株式発行プログラム(以下「本プログラム」といいます。)に基づく割当予定先に対する第三者割当による全8回の新株式の発行(以下、本プログラムに基づき割当予定先に対して発行される株式を個別に又は総称して「本新株式」といい、本新株式の発行を個別に又は総称して「本第三者割当増資」といいます。)を決議しておりますが、当社は、本新株式のうち、第1回目の発行(以下「第1回割当」といいます。)に関し、2020年8月12日付の取締役会において発行条件の確定を決議いたしましたので、確定した発行条件につき、お知らせいたします。

また、第1回割当の発行条件の確定により、第1回割当により調達する資金の額が発行決議日に公表した金額から変更となりましたので、第1回割当により調達する資金の額の変更をお知らせいたします。なお、本新株式(第1回)の発行に関する詳細は、当初プレスリリースをご参照ください。

**記**

**1. 募集の概要**

＜第1回割当の概要＞

(1)	発行決議日	2020年7月31日
(2)	発行条件確定に係る割当決議日	2020年8月12日
(3)	払込期日	2020年8月27日
(4)	発行新株式数	普通株式11,500,000株
(5)	発行価額	1株当たり38円
(6)	資金調達の額	437,000,000円
(7)	募集方法	第三者割当の方法による。
(8)	割当予定先	EVO FUND
(9)	その他	上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。また、当社は、EVO FUND との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本割当により発行される新株式の引受けに係る第三者割当契約を締結する予定です。

## 2. 募集の目的及び理由

当初プレスリリースの「Ⅱ. 第三者割当による新株式発行 2. 募集の目的及び理由」をご参照ください。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

第1回割当の発行条件の確定により、第1回割当により調達する資金の額が発行決議日に公表した金額である577,300,000円（見込額）から437,000,000円に変更となりました。当該変更に伴い、本プログラムによる新株式の払込金額の見込総額、差引手取概算額及び、調達する資金の具体的な使途における「遅延している営業債務の支払い」に充当する金額に変更が生じており、以下のとおりとなります。

### ① 調達する資金の額（差引手取概算額）

本プログラムによって調達する資金の見込総額（差引手取概算額）

① 本プログラムによる新株式の払込金額の見込総額	4,478,100,000円
② 発行諸費用の概算額	48,000,000円
③ 差引手取概算額	4,430,100,000円

(注) 1. 当社は、2020年7月31日において、第1回割当により発行される株式の他、当初プレスリリースの「Ⅰ. 包括的株式発行プログラム (Straight-Equity Issue Program “STEP”）」で詳述する第2回割当乃至第8回割当により発行される株式の発行についても決議しており、上記の金額は、第1回割当により発行される株式に係る払込金額に加え、これらの株式の発行に伴う払込金額を加味したものです。上記払込金額の総額に関して、割当ごとの内訳は以下のとおりとなります。

① 第1回割当により発行される株式に係る払込金額の総額	437,000,000円
② 第2回割当により発行される株式に係る払込金額の総額	577,300,000円
③ 第3回割当により発行される株式に係る払込金額の総額	577,300,000円
④ 第4回割当により発行される株式に係る払込金額の総額	577,300,000円
⑤ 第5回割当により発行される株式に係る払込金額の総額	577,300,000円
⑥ 第6回割当により発行される株式に係る払込金額の総額	577,300,000円
⑦ 第7回割当により発行される株式に係る払込金額の総額	577,300,000円
⑧ 第8回割当により発行される株式に係る払込金額の総額	577,300,000円

2. 発行諸費用の概算額は、調査費用、登記費用、弁護士費用、信託銀行費用等の合計額であり、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 上記本新株式の払込金額の総額のうち、第2回割当乃至第8回割当の払込金額については、第2回割当乃至第8回割当の払込金額が、2020年7月30日（同日を含みます。）までの3取引日において株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）であると仮定した場合の見込額であり、実際の金額は、第2回割当乃至第8回割当の発行条件を決定する取締役会決議において、当該取締役会決議日の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日間において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）として確定いたします。また、割当制限事由（開示されている直近の監査済財務諸表（※）の期末日以降に当社及びその企業集団の財政状態及び経営成績に重大な悪影響をもたらす未開示の事態が生じている場合、本プログラムに基づく当社普通株式の発行に重大な影響を与える可能性のある当社又はその子会社を当事者とする訴訟等の手続が進行している場合、金融商品取引法第166条第2項所定の重要事実等の公表されていない事実又は事態であって、それらが公表された場合には当社の株価に重大な影響を及ぼすおそれのある事実又は事態が存在する場合等の一定の場合をいいます。）の発生等により、本新株式につきいずれか又は全ての発行が行われない場合には、差引手取概算額は減少します。

(※) 「開示されている直近の監査済財務諸表」は、本新株式の全ての払込が完了するまでに、当社の有価証券報告書の提出が予定されていることから、更新されます。すなわち、本プレスリ

リースの日付現在では、2019年3月期の監査済財務諸表を指しますが、当社の2020年3月期に係る有価証券報告書の提出以降は、2020年3月期の監査済財務諸表を指します。

## ② 調達する資金の具体的な使途

本プログラムにより調達される手取金の使途につきましては、次のとおりの具体的な使途を予定しております。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
1. 遅延している営業債務の支払い	4,230	2020年8月 ～2021年2月
2. 借入金の弁済	200	2020年8月
合計	4,430	

(注) 上記記載は、本プログラム全体で調達される手取金の使途について記載しております。本プログラムの詳細については、当初プレスリリースの「I. 包括的株式発行プログラム (STraight-Equity Issue Program “STEP”）」をご参照ください。本プログラム全体で調達される手取金は、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額4,478,100,000円から、本プログラム全体に要する発行諸費用の概算額48,000,000円を差し引いた金額である4,430,100,000円を見込んでおります。なお、本プログラム全体における払込金額の総額の見込額4,478,100,000円のうち、第2回割当乃至第8回割当の払込金額については、第2回割当乃至第8回割当の払込金額が、2020年7月30日（同日を含みます。）までの3取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）であると仮定した場合の見込額です。実際には、第2回割当から第8回割当の払込金額は、当該割当に係る本割当決議の直前取引日（同日を含みます。）までの3取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（VWAP）の単純平均値の90%に相当する金額（小数第2位切上げ）として確定され、当該払込金額の確定によって本プログラムによる調達資金の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。

### ① 遅延している営業債務の支払い

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（資金調達の目的）」に記載のとおり、2020年6月末時点における営業債務の支払い遅延が5,968百万円になっている状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生産及び販売活動が限定的になっている状況のため、当初計画をしていた経常収入を得られない状況となっております。一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するように強く求められ、取引条件の変更要求や材料・製品の一部供給の停止等により、生産ラインの停止等が発生していることから、商品の供給不能による販売機会損失が大きくなりつつあり、これ以上の支払い遅延が続く場合、通常の事業活動が成り立たない状況が差し迫っております。

このような状況を踏まえ、本第三者割当増資の各回で得る資金を用いた支払計画を各取引先へ提供し、営業債務の支払いを段階的かつ着実に行うことにより、停止している製品供給等を再開し、早急な事業活動の立て直し、正常化を図ります。

### ② 借入金の弁済

当社は、本件借入れに基づく借入金200百万円の弁済を、本新株式の発行により調達した金額で行う予定です。もっとも、第1回割当の払込期日より前に第9回新株予約権が行使されて行使価額が払い込まれた場合、当該第9回新株予約権の行使による調達金額を本件借入れの期限前弁済に充当するため、かかる充当金額相当額については、本新株式の発行により調達した金額を本件借入れの期限前弁済に充当する必要がなくなります。

その場合、当社は、本新株式の発行により調達した金額のうち、本件借入れの期限前弁済に充当する必要のなくなった金額を、上記①の遅延している営業債務の支払いに充当します。

度重なるエクイティファイナンスに加え、大規模な希薄化を生じさせる本第三者割当増資が既存株主の皆様を与える影響が相当なものとなることは重々理解しているものの、それでもなお、当社の事業活動を継続していくためには本第三者割当増資による資金調達が不可欠であり、事業活動を立て直し上場会社として存続し続けることがなによりも株主の皆様の利益に資することであると判断から、本第三者割当増資を実施することといたしました。

## 第1回発行に係る発行要項

1. 募集株式の種類 当社普通株式
2. 募集株式の数 11,500,000株
3. 発行価額（会社法上の払込金額） 1株につき38円とする。
4. 発行価額（会社法上の払込金額）の総額 437,000,000円
5. 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、218,500,000円とする。また、増加する資本準備金の額は、218,500,000円とする。
6. 申込期日 2020年8月27日
7. 払込期日 2020年8月27日
8. 募集の方法 第三者割当の方法により、すべての株式をEVO FUNDに割り当てる。
9. (1)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  
(2)その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。